

議案第8号

つくばみらい市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市印鑑登録及び証明に関する条例（平成18年つくばみらい市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

（2） 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第4条第3項第6号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年3月5日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 印

提案理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、意思能力を有する成年被後見人は印鑑登録を行うことができるよう、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市印鑑登録及び証明に関する条例(平成18年つくばみらい市条例第81号)新旧対照表

改正案	現行
(登録資格)	(登録資格)
第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者とする。	第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、本市が備える住民基本台帳に記録されている者とする。
2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、印鑑の登録をすることができない。	2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、印鑑の登録をすることができない。
(1) (略)	(1) (略)
(2) <u>意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u>	(2) <u>成年被後見人</u>
(印鑑の登録)	(印鑑の登録)
第4条 登録できる印鑑の数量は、1人につき1個に限るものとする。	第4条 登録できる印鑑の数量は、1人につき1個に限るものとする。
2 (略)	2 (略)
3 前項の規定による印鑑登録原票には、印影のほか当該登録申請者に係る次の各号に掲げる事項を登録するものとする。	3 前項の規定による印鑑登録原票には、印影のほか当該登録申請者に係る次の各号に掲げる事項を登録するものとする。
(1)～(5) (略)	(1)～(5) (略)
(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記	(6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあっては、当該氏名の片仮名表記
(7) (略)	(7) (略)
4 (略)	4 (略)